

- ① 令和2年特（わ）第858号 令和2年3月31日公訴提起
② 令和2年特（わ）第1327号 令和2年6月15日公訴提起
被告人 相 嶋 静 夫

準 抗 告 申 立 書

令和2年12月17日

東京地方裁判所 刑事部 御中

弁 護 人 高 田

剛



弁 護 人 鄭 一

志



弁 護 人 河 村

尚



弁 護 人 瀬 川

慶



弁 護 人 小 林 貴 樹

樹



上記被告人は、頭書2件の被告事件（以下、令和2年（特わ）第858号を「先行事件」、令和2年（特わ）第1327号を「後行事件」、両事件を合わせて「本件」という。）について、令和2年（以下、特に記載のない限り同年とする。）12月4日東京地方裁判所裁判官三貫納隼がなした保釈請求却下の裁判（以下「原裁判」という。）に対し、下記のとおり準抗告を申し立てる。

第1 申立ての趣旨

- 1 原裁判を取り消す。
 - 2 被告人の保釈を許可する。
- との決定を求める。

第2 刑事訴訟法89条4号に該当する事由は存在しないこと

1 はじめに

本件は、被告人が当時顧問を務めていた大川原化工機株式会社（以下「被告会社」という。なお、被告人は令和2年3月31日をもって被告会社の顧問を退任しており、現在被告会社との間に何らの関係もない。）において、被告人、相被告人島田順司（以下「相被告人島田」という。）及び相被告人大川原正明（以下「相被告人大川原」という。）の3名（以下、合わせて「被告人ら」という。）が、共謀の上、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）上その輸出に許可が必要となる要件（以下「本件要件」という。）に該当する性能の噴霧乾燥器を、無許可で輸出したことを公訴事実とするものである。

被告人らは全員、本件において問題となる噴霧乾燥器 RL-5 及び L-8i（以下「本件噴霧乾燥器」という。）を被告会社が無許可で輸出したこと自体は争っていない。被告人らは、任意捜査の段階から一貫して、本件噴霧乾燥器は客観的に本件要件に該当せず輸出許可が不要なものであると主張し、犯罪の成立を争っている。

このように本件は、本件噴霧乾燥器が本件要件を満たすだけの性能を客観的に有しているか否か、すなわち客観的構成要件該当性が最大の争点の事件であるところ、当該争点に関しては後述（第2・3）のとおり罪証隠滅が有り得ない。また、被告人らの故意についても、後述（第2・4）のとおり罪証隠滅が有り得ないことからすると、そもそも身柄を拘束すべき事件ではない（なお、担当裁判官も、第2回打合せ期日において、「本件は長期間勾留したまま審理するのが相当な事案とはいえない」との発言をしている（別紙1）。））。

それにもかかわらず、被告人らは既に約８ヵ月以上にわたって勾留されている。もはや被告人らの身柄拘束を継続することが正当化できる状況にはないのであり、一刻も早くその身柄が解放されなければならない。

2 公判前整理手続が大きく進捗し、争点及び当事者双方の主張立証構造が明らかになっていること

検察官は、１２月２日付け「保釈求意見」（以下「本件検察官意見書」という。）において、「公判前整理手続の進捗状況等に照ら」し、被告人らが罪証隠滅に及ぶ危険性が高いと主張する。

しかし、以下のとおり、本件の公判前整理手続は、現在までに大きく進捗し、争点及び当事者双方の主張立証構造は明らかになっていることから、罪証隠滅のおそれを窺わせる一事情たり得ない。以下、詳述する。

(1) 本件の公判前整理手続の進捗状況について

第１回目打合せ期日が１０月５日に、第２回目打合せ期日が１１月９日にそれぞれ開催された（別紙２、別紙１）。

そして、検察官からは、これまでに、５月１８日付け証明予定事実記載書（別紙３）、６月３０日付け証明予定事実記載書２（別紙４）、及び１０月２６日付け証明予定事実記載書３（別紙５）、並びに５月１８日付け証拠調べ請求書（別紙６）、及び６月３０日付け証拠調べ請求書（別紙７）が提出された。

他方、弁護人からは、８月１４日付け予定主張記載書面（１）（別紙８）、及び１１月６日付け予定主張記載書面（２）（別紙９）のほか、１０月１９日付け証拠調べ請求書（別紙１０）、及び８月１４日付け証拠意見書（別紙１１）を提出した。

(2) 本件の争点について

本件の争点は、第１回打合せ期日において、

【争点①】本件噴霧乾燥器が「ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることが出来るもの」の要件（以下、「本件要件ハ」という。）を満たすか

【争点②】被告人らが、本件噴霧乾燥器が、本件要件ハの規制対象に含まれるものと認識していたか

と整理された（別紙２・１～２頁）。

(3) 検察官の主張立証構造について

各争点に係る検察官の主張立証構造は、これまでの証明予定事実記載書並びに打合せ期日の内容から、以下のとおり整理される。

ア 争点①について

第１回打合せ期日では、検察官から、争点①に関して、「検察官の主張は、証明予定事実記載書２に記載のとおりである。現在請求している証拠をすべて取り調べてもらえれば十分立証できていると考えている」との発言があった（別紙２・２頁）。

この点、検察官は、証明予定事実記載書２において、本件要件ハの「滅菌又は殺菌ができるもの」の解釈について、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と主張している（別紙４・２頁）。

そのうえで、①ウェルシュ菌が摂氏１１０度、２時間の乾熱処理で死滅すること、②腸管出血性大腸菌Ｏ１５７が摂氏９０度、２時間の乾熱処理で死滅することを前提に、下記のとおり、本件噴霧乾燥器（RL-5、L-8i）の同型機を用いた乾熱実験結果から、本件噴霧乾燥器は本件要件ハを満たす客観的性能を有すると主張すると同時に、乾熱実験報告書のみを証拠として立証することを予定している（別紙４・３～４頁。別紙６（甲８、甲９の欄）。別紙７（甲４３の欄））。

記

・RL-5 について

「摂氏１１０度以上を約５時間、摂氏９０度以上を約６時間３０分、最高で摂氏１１７度以上を約３時間維持できること」（甲８、甲９）

・ L-8i について

「最低温度箇所において、摂氏 110 度以上を約 3 時間 30 分維持できること」（甲 43）

イ 争点②について

検察官は、第 1 回打合せ期日において、本件における故意は「客観的性能に関する認識を被告人らが有していたこと」をいうと発言し（別紙 2・2 頁）、「客観的性能に関する認識」の具体的内容につき、第 2 回打合せ期日において、「本件噴霧乾燥器を空焚き状態にすれば、その内部温度がある種の菌については、それを殺菌することができる程度の高温になる性能を有するものであること」に対する認識をいうと発言していた（別紙 1・4 頁）そのうえで、検察官は、故意の間接事実ないし評価根拠事実として、証明予定事実記載書 3（第 2・1）記載の、

（a）本件噴霧乾燥器のカタログスペック、（b）被告人らの経歴・地位等、並びに（c）本件要件の制定過程における被告人らの言動等を挙げている（別紙 5・2 頁～5 頁。別紙 1・4 頁）。

このうち、上記（c）については、被告人らと経済産業省担当者との間の言動等として、主に以下の内容が挙げられている（別紙 5・3～5 頁）。

・ 相被告人大川原の言動等

- ①平成 24 年 12 月頃、経済産業省担当者の■■■■（以下「■■■■」という。）宛てに、規制対象となる噴霧乾燥器を限定するよう、被告人島田にメールを送らせたこと。
- ②平成 25 年 8 月 19 日、AG 規制文（英文）と邦訳とで相違があり不整合が生じていると意見を述べたこと。
- ③平成 25 年 8 月 22 日、■■■■に対して、「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器という文言を加えるべきである」とのパブリックコメントの提出を依頼したこと。

・ 被告人の言動等

④ 〇〇から、「殺菌」という文言について限定が付かない旨の説明を受けた際に激高し、また蒸気滅菌に限定すべき旨の発言をしたこと。

・相被告人島田の言動等

⑤ 平成24年1月24日 〇〇に対して、噴霧乾燥器に説明するとともに、「入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる」と回答したこと。

⑥ 被告人の蒸気滅菌に限定すべきとの意見等に同調したこと。

⑦ 平成24年12月頃、〇〇に宛てに、規制対象となる噴霧乾燥器を限定するようメールを送ったこと

そして、被告人ら3名それぞれの言動について、以下の証拠による立証が予定されている（別紙5・3～5頁。別紙6。別紙7）

①	・被告人らの供述調書：乙7
②	・経済産業省関係者の供述調書：甲30 ・被告会社従業員の供述調書：甲31（〇〇） ・被告人らの供述調書：乙24～26
③	・経済産業省関係者の供述調書：甲30 ・被告会社従業員の供述調書：甲31（〇〇）、甲54（〇〇）、甲55（〇〇） ・被告人らの供述調書：乙24～26
④	・経済産業省関係者の供述調書：甲28、甲29、甲52、甲53 ・被告人らの供述調書：乙12、乙19、乙20
⑤	・経済産業省関係者の供述調書：甲28 ・被告人らの供述調書：乙18
⑥	・経済産業省関係者の供述調書：甲28、甲29、 ・被告人らの供述調書：乙19、乙20

⑦	・経済産業省関係者の供述調書：甲 2 8 ・被告人らの供述調書：乙 7、乙 2 3
---	--

(4) 弁護人の主張立証構造について

ア 争点①について

まず、本件要件ハの「滅菌又は殺菌ができるもの」の解釈については、弁護人はAGにおいて合意された定義と同様、「滅菌」とは「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての微生物を除去すること」、「殺菌」とは「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて装置中の潜在的な全ての微生物の感染力を破壊すること」をいうと主張する（別紙 9・2 頁）。

そして、仮にこの点を措くとしても、本件噴霧乾燥器についてはいずれも、「温度を上げてても最高温度が摂氏 9 0 度にも達さない箇所が存在する」ことから、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当しないと主張する（別紙 8・7 頁）。なお、この点については、本件噴霧乾燥器の同型機を用いた乾熱実験結果により立証を予定しており、証拠調べ請求も既に完了している。

イ 争点②について

被告人らは、検察官が主張する（a）本件噴霧乾燥器のカタログスペック、（b）被告人らの経歴・地位等については何ら争っていない。

また、検察官が主張する（c）本件要件の制定過程における被告人らの言動等のうち、被告人らと経済産業省との間で折衝があったこと、パブリックコメントに関する内容等は一切争っていないほか、その他の言動等についても、その表現及び意味づけに関する争いがあるものの、そのような言動それ自体が一切なかったと争うものではない。

経済産業省との折衝経緯に関する弁護人らの現時点での主張は、以下のようなものである。（別紙 8・3～4 頁）。

・経済産業省やシステックは噴霧乾燥器の性能等に関して被告会社や被告人

らに相談し、意見を求め、これに対しては、相被告人大川原、被告人及び相被告人島田が中心となって回答を行った。

- ・被告人らは、経済産業省やシステックの職員と規制対象となる噴霧乾燥器を限定する方向で協議をしていた。
- ・本件要件について、AGでは明確な定義がされていたのに対し、経産省が作成した国内法の素案では、「殺菌」という文言について、特段の定義をしないまま使用していたため、被告人は不明確であることを指摘したりした。
- ・相被告人島田は、経済産業省担当者から、摂氏100度程度にすれば死ぬ菌がいるかどうか質問され、「中にはそういう菌もいるのではないか」という旨を回答した。
- ・パブリックコメントにおいて、被告会社が「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器という文言を加えるべきである」等の意見を述べた。

3 本件噴霧乾燥器の客観的性能（争点①）に関して罪証隠滅があり得ないこと

まず、本件要件ハの解釈については、裁判所の専権事項である以上、被告人らが罪証隠滅を行う実効性がそもそも認められない。

また、本件噴霧乾燥器の客観的性能についても、本件噴霧乾燥器の同型機を用いた実験等で明らかとなることは当事者双方で争いがない（証明予定事実記載書2、予定主張記載書面1）ところ、実験等により明らかになる機械の性能は、誰が何と言おうとその事実を曲げることが不可能なのであるから、罪証隠滅を行う実効性及び現実的可能性が認められない。

よって、本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する罪証隠滅の可能性はそもそも皆無である。

4 被告人らの認識（争点②）に関しても罪証隠滅のおそれがないこと

(1) はじめに

検察官は、令和２年１２月２日付け「保釈求意見」（以下「本件検察官意見書」という。）において、以下の事実から、被告人らが「共犯者や被告会社従業員ら関係者と口合わせを行」う危険性が極めて高いとの意見を述べている（別紙１２・１～２頁）。

・ 本件検察官意見書２・(2)の記載

(Ⅰ)「規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等」は、「要件該当性に対する被告人らの認識の有無・程度を裏付ける重要事実」であり、これについては「電子メールや、会議録などの客観証拠のほか、経済産業省関係者及び共犯者を含む被告会社関係者の供述等により立証することとなる」が、「弁護人は、本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する各種報告書や、専門家、被告会社従業員、通関士の供述調書等をはじめ、経済産業省関係者及び共犯者を含む被告会社関係者の供述調書等をことごとく不同意としている。」

・ 本件検察官意見書２・(3)の記載

(Ⅱ)「本件噴霧乾燥器を輸出するまでの間の、被告人らと被告会社従業員ら関係者との間のやり取り等」は、「被告人らの故意を裏付ける重要な間接事実」である上、「被告人３人による本件の謀議による被告会社の輸出方針と指示に従って、被告会社の従業員らが本件噴霧乾燥器の該非判定を行って各書類の作成等の手続を行っていた」のであり、かかる事実も「被告人らによる本件無許可輸出を立証するためには必要不可欠なものである。」

(Ⅲ) 予定主張記載書面に記載された事実を証明する証拠については、「本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する証拠の取調べ請求がなされているのみであり、未だ弁護人の立証方針等は明らかになっていない」

しかし、上記検察官の意見は、いずれも偏った事実評価に基づく誤導的なもので、相被告人及び被告会社関係者に対する罪証隠滅のおそれを裏付けるものではない。

以下、(Ⅰ)の意見については後述(2)及び(3)で、(Ⅱ)の意見については後述(4)(5)で、(Ⅲ)の意見については後述(6)で、それぞれ詳述する。

(2) 弁護人が検察官請求証拠を不同意としていることが、そもそも罪証隠滅のおそれを推認させるものではないこと

本件検察官意見書では、弁護人が検察官請求証拠を数多く不同意としていることが、罪証隠滅のおそれを基礎づける事情の1つとして挙げられている（別紙12・1～2頁）。

しかし、不同意の証拠意見を述べること自体は、罪証隠滅を行うことと何ら関係性がないのであり、保釈の除外要件（刑事訴訟法89条4号）に関する事情として考慮される内容ではない。仮に不同意の証拠意見が罪証隠滅のおそれを推認させるということになれば、それは検察官請求証拠への不本意な同意等を強いることになるばかりか、被告人が否認する限り保釈が認められない（逆に、被告人が公訴事実を認め、弁護人が検察官請求証拠の全てに同意して初めて身柄が解放される）という、いわゆる人質司法を是認・推進することに他ならない。この点からも、不同意の証拠意見が保釈の除外要件の一事情として考慮されないことは明らかである。

(3) 「規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等」との関係で、罪証隠滅のおそれがないこと

「規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等」は、証明予定事実記載書で挙げられている間接事実であるが（上記(c)の事実）、これに関して、被告人らが相被告人及び被告会社関係者に対して罪証隠滅をすることはあり得ない。

以下、相被告人、被告会社関係者のそれぞれについて罪証隠滅が有り得ないことにつき詳述する。

ア 相被告人に対する罪証隠滅の実効性及び現実的可能性がないこと

「被告会社と経済産業省との折衝経緯」とは、すなわち上述の①～⑦を指し、

検察官はこれらについて被告人らの供述調書をその証拠方法として挙げている。

もっとも、**①②③⑤⑦**については、以下のとおり、電子メールや議事録、パブリックコメントそのものなどの客観証拠が残っている。

①	別紙 1 3
②	別紙 1 4、1 5
③	別紙 1 6
⑤	別紙 1 7
⑦	別紙 1 3

また、**④⑥**についても、予定主張記載書面 1 記載のとおり、当該言動等の事実が全くないと争うものではなく、その表現や意味づけについて争いがあるに過ぎないほか、経産省関係者らの供述による立証が予定されている。そのため、被告人らの供述はいずれも周辺的な証拠にとどまるのであるから、これらに関して罪証隠滅の現実的可能性および実効性が無い。

実際、被告人らは、これまでの長期間にわたる任意捜査の過程で口裏合わせを行う機会が十分あったにもかかわらず一度もしていない上、被告人らは取調べ中に検察官からもそのような指摘を受けたことも一度もない。このような状況からも、本事実との関係で相被告人らと口裏合わせをする現実的可能性はないことは明らかである。

イ 被告会社関係者に対する罪証隠滅の実効性及び現実的可能性がないこと

「規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等」の立証に関して、検察官が請求している被告会社関係者の供述調書は、甲 3 1、甲 5 4 及び甲 5 5 のみである（別紙 5・3～5 頁）。そうすると、被告人らによる罪証隠滅のおそれがある被告会社関係者は、上記供述調書の供述者、すなわち [redacted]（甲 3 1）と [redacted]（甲 5 4、5 5）以外には有り得ない。

この点、甲 3 1 について、検察官は、相被告人大川原が株式会社大川原製作所の [redacted] に対してパブリックコメントを依頼するまでの経緯等に関する証拠として予定している（別紙 5・3～4 頁。別紙 6（甲 3 1 の欄））。しかしなが

ら、上記経緯については被告人らも何ら争っておらず、かつ、パブリックコメントの依頼が行われた際のメールも客観証拠として残っている以上、実効的な罪証隠滅は不可能である。

また、甲５４及び甲５５についても、検察官は、相被告人大川原が株式会社大川原製作所の■■■■■に対してパブリックコメントを依頼したこと等に関する証拠とされているに過ぎない（別紙５・３～４頁。別紙７（甲５４、甲５５の欄））。

そうすると、■■■■■及び■■■■■の供述は、いずれも被告人らが争っていない事実に関する証拠である以上、これらの者に対して被告人らが罪証隠滅を行う実効性及び現実的可能性はない。ゆえに、「規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等」との関係で、被告人らが被告会社関係者に対して罪証隠滅を行うことはない。

- (4) 「本件噴霧乾燥器を輸出するまでの間の、被告人らと被告会社従業員ら関係者との間のやり取り等」（「被告人３人による本件の謀議による被告会社の輸出方針と指示に従って、被告会社の従業員らが本件噴霧乾燥器の該非判定を行って各書類の作成等の手続を行っていた」との事実）に関して、被告人らが罪証隠滅を行うおそれはないこと

検察官は、本件検察官意見書において、「本件噴霧乾燥器を輸出するまでの間の、被告人らと被告会社従業員ら関係者との間のやり取り等」が、「被告人らの故意を裏付ける重要な間接事実」であるとの意見を述べている（別紙１２・２頁）。

しかしながら、これまでの証明予定事実記載書（計３通）及び打合せ期日（２回）で既に明らかになっているとおり、争点②に関する検察官の主張立証構造において、「本件噴霧乾燥器を輸出するまでの間の、被告人らと被告会社従業員ら関係者との間のやり取り等」の事実が、被告人らの故意（争点②）に係る間接事実として取り上げられたことは一度もない。そのため、上記事実が被告人らの認識を裏付ける重要な間接事実であるはずがない。

そればかりか、上記やり取り等の事実自体がそもそも証明予定事実記載書に記

載されてない以上、被告人らには隠滅を図るべき事実自体が分からないのであるから、罪証隠滅のしようがない。

したがって、証明予定事実記載書にすら記載のない上記事実に対して、被告人らが罪証隠滅を行うおそれがないことは明らかである。

- (5) 「被告人３人による本件の謀議による被告会社の輸出方針と指示に従って、被告会社の従業員らが本件噴霧乾燥器の該非判定を行って各書類の作成等の手続を行っていた」との事実に関して、被告人らが罪証隠滅を行うおそれはないこと

上記事実についても、証明予定事実記載書には一切記載が無いのであるから、重要な間接事実とは言い難く、また当然罪証隠滅の図りようもない。

また、仮に検察官の主張するとおり、上記事実について被告人らが罪証隠滅を行うとすれば、「被告会社の、輸出許可をとるという輸出方針と指示に従わず、被告会社の従業員らが、自身の判断で、輸出許可を取らずに済ませるために本件噴霧乾燥器の該非判定を行って各書類の作成等の手続を行っていた」などと被告会社従業員らに証言するよう働きかけるということになるが、会社が定めた方針等に反して、その従業員があえて法律に反するよう手続を行うこと自体が非現実的な内容であり、かつ、これは客観的に要件に該当しない旨の被告人らの主張と真っ向から反する内容であって、このような口裏合わせをすることの実効性も現実的可能性もないことは明らかである。

したがって、「本件噴霧乾燥器を輸出するまでの間の、被告人らと被告会社従業員ら関係者との間のやり取り等」に関しても、被告人らが罪証隠滅を行うおそれはない。

- (6) 弁護人側から「本件噴霧乾燥器の客観的性能に関する証拠の取調べ請求がなされているのみ」の状況が罪証隠滅のおそれを推認させるものではなく、「弁護人の立証方針」も既に十分明らかになっていること

ア そもそも、弁護人からどれだけの数の証拠調べ請求がされているかは、被告人

らの罪証隠滅のおそれを左右するものではなく、この点で検察官の意見には全く理由がない。

イ また、仮に上記の点を措くとしても、現在の公判前整理手続の進捗状況に照らせば、以下のとおり、既に弁護人の立証方針は、客観面はおろか、主観面（故意）についても十分明らかとなっている。

すなわち、被告人らの故意に関する主張は、(1)そもそも規制の趣旨を踏まえて本件要件を解釈すれば、本件各噴霧乾燥器は客観的に規制要件を充足する性能はなく、かつ、そのとおりに当該性能に関する認識を有していたがゆえに故意がないというものと、(2)仮に、検察官が主張する、摂氏90度まで加熱できればいいという本件要件の解釈に従ったとしても、本件各噴霧乾燥器は客観的に摂氏90度まで温度の上がる性能はなく、かつ、そのとおりに当該性能に関する認識を有していたがゆえに、故意がないというものである。

この点、本件各噴霧乾燥器の性能については、被告人らが役員等を務める被告会社の製品の性能のことである以上、被告人らがこれを正しく認識していたことは明らかである（なお、被告人らが本件噴霧乾燥器の性能に関して客観的事実と異なる認識を有していたとの主張は、検察官からもなされていない。）。

そのため、被告人らの故意の有無は、結局、本件各噴霧乾燥器の客観的性能如何による。

したがって、故意に関する立証方針は、客観的性能に関する立証方針と一致するのであり、これらについては実験結果等の客観証拠による立証が予定されていることは既に明らかなのであるから、弁護人の立証方針は既に十分明らかになっていると言える。

(7) 小括

以上のとおり、本件では検察官が主張する被告人らが「共犯者や被告会社従業員ら関係者と口合わせを行」うことで「罪証隠滅工作に及ぶ危険性は極めて高い」ことを裏付ける事情はそもそも存在しないか、極めて極端かつ恣意的な評価による

ものであり、いずれも失当である。

原裁判が同意見を参考としてなされたのであれば、直ちに取り消されなければならないことは明らかである。

5 被告人の病状との関係

勾留期間中である9月25日、被告人は貧血の症状を発症して東京拘置所にて医師の診察を受けるとともに、貧血症状が酷かったため同日から10月1日にかけて3回の輸血処置が行われた（合計1200ccの輸血）。さらに、東京拘置所にて内視鏡検査及び病理検査を行った結果、胃癌であると診断された（貧血症状の原因は胃癌からの出血であった。）。10月7日、被告人にその旨が告知された（別紙18：電話聴取報告書）。

被告人は勾留執行停止決定を得て（別紙19：決定書）、[redacted]病院を受診したところ、「進行胃癌」と診断された（別紙20：診断書）。その後、再度勾留執行停止決定を得て（別紙21：決定書）、[redacted]病院を受診したところ、医師の指示により即日入院するとともに、肝臓への癌の転移が発見され「多発肝転移」と診断された（別紙22：診断書）。

現在、被告人は勾留執行停止延長決定（別紙23：決定書。延長後の勾留執行停止の終期は令和3年6月7日午後3時である。）を得て[redacted]病院に入院中である。当初は1ヶ月の入院の予定であったが（別紙22：診断書）、発熱のため入院が延び（別紙24：聴取報告書）、その後やっと退院はしたものの、退院後も最低6ヶ月間は[redacted]病院にて通院加療を行うことが予定されており、その期間については「出血による急変や化学療法の副作用が懸念されるため、通院時間以外は自宅での安静を要す」と診断されている（別紙22：診断書）。懸念されている化学療法の副作用とは、主に白血球数の減少及びこれにより感染症のリスクであり、感染症防止のため人との接触を極力避けなければならない（別紙24：聴取報告書）。

さらに、肝臓への移転を伴う進行性の胃癌という重篤な疾病であることから、上

記最低6ヶ月間の通院加療で治療が尽きるものではなく、その後も年単位の長期間にわたる闘病生活を送ることになる状況である。

被告人は現時点で満72歳であり、高血圧及び糖尿病の既往症がある上に、胃癌及びその治療の影響で極めて全身状態が悪く、そのような中で今後も闘病生活を続けていかなければならないものであって、罪証隠滅行為など行える状態ではない。

これらのことから、被告人が罪証隠滅行為に及ぶことなどあり得ないことは明らかである。

6 保釈条件との関係

以上のとおり、本件において罪証隠滅のおそれを基礎づける具体的な事情はないといえるが、被告人は、罪証隠滅をしないことをより確実にするため、以下の対処を行うとともに、それを担保するために相当な保証金を納付する予定である。

- ① [redacted] 所在の自宅、[redacted]
[redacted] 室の居所、または [redacted]
[redacted] 所在の [redacted] 病院に在所し、裁判所の許可なく
外泊、旅行及び転居をしない。転医した場合、転医先の医療機関名及びその
所在地を、遅滞なく弁護人を通して裁判所に報告する。
- ② 被告会社の顧問に再就任せず（既述のとおり、被告会社と被告人との間の顧問契約は令和2年3月31日に期間満了により終了している。）、その他被告会社に一切関与しない。
- ③ 相被告人大川原及び相被告人島田並びに被告会社の役員及び従業員その他事件関係者（被告人の二男である相嶋[redacted]を除く。）とは一切会わず、弁護人を介することなく架電、メール及び手紙その他いかなる方法でも接触しない。
- ④ 相被告人の居宅及び被告会社本社その他被告会社関係施設に行かない。
- ⑤ 通話、メール及びインターネットの使用履歴を、必要に応じて、弁護人を通

して裁判所に報告する。

- ⑥ 上記①ないし⑤を確実に実施するため、同居の妻である相嶋[REDACTED]が身元引受人として監視監督する。

このような保釈条件を付せば、被告人が被告会社に赴き被告会社従業員らと接触することはないし、電話やメール等の手段によっても、受信者側のサーバーや通信会社に記録が残りこれを隠滅することは不可能である以上、本件に関して被告会社従業員らと連絡を行うこともない。また、被告会社所在地（神奈川県[REDACTED] [REDACTED]）と被告人の住所とは十分に離れており被告会社従業員らと偶然に接触することもないから、これらの者と口裏合わせを行うことはない。加えて、被告人の住居から被告会社に移動するには時間がかかるから監督者である妻に隠れてこれを行うことは困難であるし、再度の身柄拘束や保証金の没取といった制裁のリスク（仮に保釈条件に違反して保釈が取り消され再度身体拘束を受けた場合、以後保釈や勾留執行停止が認められなくなって十分な治療を受けられなくなる可能性があり、そうなればまさに命に関わるのであるから、再度の身体拘束は被告人にとって極めて強力かつ致命的な制裁のリスクとなる。）と相まって、上記条件は接触禁止を担保するのに十分である。

さらに、相被告人らもほぼ同一の保釈条件を付せば、相被告人らと接触することもない。すなわち、相被告人らの住居に赴くことや電話・メール等による接触も無いし、相被告人島田の住居は神奈川県[REDACTED]、相被告人大川原の住居は神奈川県[REDACTED]であるから、例え偶然であっても同人らが顔を合わせる可能性はない。そして電話やメール等による接触がなされれば記録が残ることは上記と同様である。したがって、相被告人との接触禁止についても、相被告人にも同様の保釈条件を付すことで、再度の身柄拘束や保証金の没取といった制裁のリスクと相まって上記保釈条件で十分に担保できる。

なお、経済産業省の職員その他の被告会社従業員以外の事件関係者については、被告人はこれらの者の所在を知る由もなく接触する可能性はそもそも皆無であるし、常識的に考えて偶然に顔を合わせることもあり得ない。また、被告会社外の関

係者には、被告人からの口裏合わせに応じる理由もない。

7 結論

以上のとおり、被告人に「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」は認められず、本件は刑訴法 89 条 4 号に該当しないから、必要的保釈が認められる。

第3 仮に必要的保釈に該当せずとも、職権による保釈が相当である

- 1 万が一、刑事訴訟法第 89 条第 4 号に該当するとしても、職権による保釈（同法第 90 条）が相当である。
- 2 被告人は、肝臓への転移を伴う進行胃癌を発症し、現在 [REDACTED] 病院に入院して化学療法による治療を受けている（別紙 20：診断書、別紙 22：診断書、別紙 24：聴取報告書）。当初は 1 ヶ月の入院の予定であったが（別紙 22：診断書）、発熱のため入院が延び（別紙 24：聴取報告書）、その後やっと退院できたものの、最低 6 ヶ月間は [REDACTED] 病院にて通院加療を行うことが予定されており、その期間については「出血による急変や化学療法の副作用が懸念されるため、通院時間以外は自宅での安静を要す」と診断されている（別紙 22：診断書）。懸念されている化学療法の副作用とは、主に白血球数の減少及びこれにより感染症のリスクであり、感染症防止のため人との接触を極力避けなければならない（別紙 24：聴取報告書）。

さらに、肝臓への移転を伴う進行性の胃癌という重篤な疾病であることから、上記最低 6 ヶ月間の通院加療で治療が尽きるものではなく、その後も年単位の長期間にわたる闘病生活を送ることになる状況である。

被告人は満 72 歳と高齢で、高血圧症、糖尿病等の既往症もある。令和 2 年 3 月 11 日から現在まで 8 ヶ月以上もの長期にわたる身体拘束の負担を受け、体力が極めて低下している。その上、進行胃癌からの出血によって、令和 2 年 9 月 25 日から同年 10 月 1 日にかけて合計 1200 cc の輸血を必要とする程の貧血症状が生じ、同年 11 月 10 日に至っても「出血性貧血」と診断されているとおり改善の

兆しはない（別紙２２：診断書）。胃癌の影響はもとより、高齢であること、既往症、長期間の身体拘束による負担、出血性貧血等により、被告人の全身状態は著しく悪化しており、心身ともにもはや限界である。

多大な副作用を伴う化学療法に耐えられるか不明であり、万が一、化学療法に耐えられないということになると、余命幾ばくもない状態に陥ってしまう。

そうでなくとも、高齢の被告人が肝臓転移のある進行胃癌を発症していることから、医師より、化学療法が奏功しても余命３年程度との宣告を受けている。

- ３ 以上のとおり、全身状態が悪化しており、かつ化学療法の副作用である白血球数の減少によって感染症防止のため人との接触を極力避けなければならない被告人を再度拘置所に身体拘束下に置くことは、被告人の命を絶つことに等しいものである。

特に、現在もなお、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っておらず（現在、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言は解除されたものの、感染者数は再度激増しており、しかも東京都での感染者が最も多く確認されているのであるから、このような状況下においては、新型コロナウイルスに感染する危険性、それによる死亡の危険性は依然として重大な問題として認識されねばならない。）、しかも同感染症に対する有効な対策も未だ確立されていない。同ウイルスは感染後症状が出るまでの潜伏期間にばらつきがあり、かつ無症状の保菌者も存在し得るのであるから、感染者を事前に見つけ出し隔離措置をとることは事実上不可能であり、拘置所管理者の対応によって感染を防ぐことも期待できない。それどころか、拘置所の職員自身が保菌者・感染者となって、被留置者に感染させる危険すらあるのである（この危険は、過去に警視庁赤坂警察署の警察官、同武蔵野警察署の警察官及び大阪拘置所の刑務官が感染していたように、現実のものとなっている。）。そのような状況下で、胃癌を発症しかつ化学療法の副作用で感染症のリスクが高い被告人を、不特定多数者との接触が不可避免的に生じる勾留生活を強いることは、被告人を強度の感染リスクにさらすのみならず、被告人の生命への高度の危険を生じさせることに外ならない。感染・発症してから治療措置をとるとい

うのでは遅きに失するのである。

- 4 現在、被告人は勾留執行停止を得て[REDACTED]病院に通院しているが、被告人及びその家族は、勾留執行停止がいつまで継続するのか、もしかしたら勾留執行停止が終了し治療中であるにもかかわらず再度身体拘束されるのではないかと、先の見えない身体拘束の不安とも戦いながら闘病している状況である。

全身状態が悪化しており、かつ化学療法副作用である白血球数の減少によって感染症防止のため人との接触を極力避けなければならない被告人を再度拘置所に身体拘束下に置くことは、被告人の命を絶つことに等しく、被告人及び家族の不安は極めて切実なものである。

被告人を保釈して上記の不安を払拭した上で治療に専念させ、少しでも体調を改善させて、胃癌の悪化を食い止めることが、被告人及び家族にとっても、本件の刑事裁判にとっても必要不可欠である。

第4 結論

以上のとおり、被告人において罪証隠滅のおそれはないといえるのであるから、被告人の保釈は認められなければならない。

以上